

和歌山大学社会インフォマティクス学環企画・運営委員会規程

制 定 令和 5年 3月 29日

法人和歌山大学規程 第2599号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学社会インフォマティクス学環教授会規程（以下「教授会規程」という。）第9条第4項の規定に基づき、和歌山大学社会インフォマティクス学環企画・運営委員会（以下「学環企画・運営委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 学環企画・運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。なお、次の各号のうち、第5号、第6号及び第7号については、教授会規程第9条第1項並びに同規程第9条第2項により、学環企画・運営委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 将来構想に関すること。
- (3) 教員の人事に関すること。
- (4) 教育に関すること。
- (5) 学生に関すること。
- (6) 学環の自己点検や評価に関すること。
- (7) 教員の評価に関すること。
- (8) 連携協力学部との連携に関すること。
- (9) 学外諸組織や地域との連携に関すること。
- (10) 入試に関すること。
- (11) その他学環の運営に関すること。

(組織)

第3条 学環企画・運営委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 学環長
- (2) 副学環長
- (3) 学環長が必要と認めた専任教員 2名

(議長)

第4条 学環企画・運営委員会に議長を置き、学環長をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、学環長があらかじめ指名する副学環長が議長となる。

(会議)

第5条 学環企画・運営委員会は、原則として毎月1回開くものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

(議事)

第6条 学環企画・運営委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

社会インフォマティクス学環企画・運営委員会規程

(構成員以外の出席)

第7条 学環企画・運営委員会が必要と認める場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経るものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。